

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	水ing 株式会社 中部支店	名古屋市 中区新栄町 2－4	R8.4.2	R8.10.1	6か月	公正取引委員会は、東京都発注の浄水場排水処理施設運転管理作業における見積参加業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年7月11日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 それに伴い、違反事業者に対して指名停止措置を行ったが、水ing株式会社については、愛知県が発注する建設工事及び測量・設計・建設コンサルタント等業務の有資格者ではないため、指定停止措置の対象外とした。 今回令和8・9年度入札参加資格者名簿として更新されるが、この入札参加資格者名簿に水ing株式会社が登録されることになったため、愛知県建設工事等指名停止取扱要領第4条第1項(別表第3－1)及び第6条第6項に基づき、指名停止措置を行うものである。	－	－	要領 第4条第1項 (別表第3－1) 及び 第6条第6項

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	株式会社 東光高岳中部支社	名古屋市中区錦 2－3－4	R8. 4. 29	R8. 6. 28	2 か月	尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り合わせにおいて、令和8年4月23日に株式会社東光高岳を落札者として決定したところ、令和8年4月27日に、見積金額を誤ったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社東光高岳に対して指名停止を行う。	尾張水道事務所	－	要領 第4条第1項 (別表第3－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	スバル興業株式会社 名古屋支店	名古屋市港区 小割通1-4	R8. 5. 1	R8. 11. 14	6. 5か月	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、スバル興業株式会社始め違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者4者のうち、本県の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の2者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	-	-	要領第4条 第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第3項
3-2	日本ハイウェイ・ サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区内 山3-26-2	R8. 5. 1	R8. 11. 14	6. 5か月				

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
4	丸利建設株式会社	新城市作手清岳字 ムカイ田15-5	R8. 5. 20	R8. 6. 2	2週間	新城設楽農林水産事務所発注の「小規模 治山事業第4号工事」において、柵工の横 木材料をチェーンソーで加工中、足を滑ら せた際にチェーンソーが左膝に接触し、左 膝挫創の負傷（中傷）をしたものである。 本件は、令和8年4月27日開催の愛知県農 業水産局及び農林基盤局建設工事等事故調 査委員会において、安全管理の措置が不適 切と判断されたことから、丸利建設株式会 社に対して指名停止を行う。	新城設楽農林水 産事務所	新城市作手 鴨ヶ谷字タ カウト 地 内	要領第4条第1項 (別表第1－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
5	松井産業株式会社	田原市田原町松下 9-20	R8. 6. 3	R8. 7. 2	1か月	愛知県住宅供給公社が発注した「公社中 切住宅始め24住宅消防用設備等点検委 託」において、令和8年5月20日に松井 産業株式会社を落札者として決定したとこ ろ、見積金額に誤りがあり、対応ができな いとして、同社が契約を辞退したものであ る。 このことは、不正又は不誠実な行為にあ たり、工事等の契約の相手方として不適当 であると判断し、松井産業株式会社に対し 指名停止を行う。	愛知県住宅供給 公社	—	要領第4条第1項 (別表第3－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
6	青葉工業株式会社 名古屋支店	名古屋市守山区幸 心4-471	R8.7.16	R9.1.15	6か月	公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年6月25日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本県の入札参加資格を有する青葉工業株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	—	—	要領第4条第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第3項

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
7	株式会社竹中土木 名古屋支店	名古屋市中区 錦2-2-13	R8.7.22	R8.8.21	1か月	株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に事実と異なる報告をしたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社竹中土木名古屋支店に対し指名停止を行う。	—	—	要領第4条第1項 (別表第3-7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
8	株式会社酒伊組	蒲郡市港町 1 4 - 2 4	R8. 7. 23	R8. 8. 5	2 週間	三河港務所発注の「三河港改修工事（統合補助）岸壁補修工（週休2日）（R6国補正）」において、作業足場を設置し鋼管杭を打設していたが、足場の撤去手順を誤り、1次下請け業者の作業員2名が作業足場に乗った状態で固定金具を外してしまったため、当該作業員2名が、約4m程度の高さから転落し、両名が3か月以上の療養を要する重傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事務調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社酒伊組に対して指名停止を行う。	三河港務所	蒲郡市浜町 地内	要領第4条第1項 (別表第1-7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
9	山岡建設株式会社	名古屋市中川区太平通1－2	R8. 8. 21	R8. 10. 20	2 か月	愛知県警察本部が発注の「港警察署南陽交番建設工事」の入札において令和8年7月23日に山岡建設株式会社を落札者として決定したところ、令和8年8月6日に公共工事の履行保証を受けることができなかったとして同者が契約を辞退したもの。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、山岡建設株式会社に対し指名停止を行う。	愛知県警察本部	—	要領第4条第1項 (別表第3－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
10	株式会社サユミ	名古屋市南区東又 兵ヱ町二丁目13 6番地の1	R8. 8. 26	R8. 10. 25	2か月	総務局総務部総務課発注の「愛知県海部 総合庁舎電話交換設備更新工事」の入札に おいて、令和8年7月23日に株式会社サ ユミを落札候補者として決定したところ、 令和8年7月24日に施工体制を確保でき ないとして同社が契約を辞退したものであ る。 このことは、不正又は不誠実な行為にあた り、工事等の契約の相手方として不相当で あると判断し、株式会社サユミに対して指 名停止を行う。	総務局総務部総 務課	—	要領第4条第1項 (別表第3－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
11-1	みらい建設工業 株式会社中部支店	名古屋市中川区 月島町 6－1	R8. 9. 4	R8. 10. 3	1 か月	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第 1 貯木場北側護岸整備工事（その 6）」において、当該工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和 8 年 7 月 1 7 日付けで、請負者のみらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことから、名古屋港管理組合が同共同企業体の各構成員に対し 1 か月の指名停止を行った。 このため、本県においても契約の相手方として不適当であると判断し、同共同企業体の構成員であるみらい建設工業株式会社中部支店、株式会社小島組及び東海建設株式会社に対し、指名停止を行う。	名古屋港 管理組合	弥富市 楠二丁目 地先	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 3－7)
11-2	株式会社小島組	名古屋市港区 木場町 1－6							
11-3	東海建設株式会社	名古屋市港区 新船町 1－1							

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
12	信号器材株式会社 名古屋営業所	名古屋市天白区弥生が岡601番地	R8.9.18	R8.10.1	2週間	愛知県警察本部が発注した「路側式道路標識の設置等工事第4回三河A地区（令和8年7月16日契約）」の契約相手方である信号器材株式会社名古屋営業所は、令和8年8月23日午後0時15分頃、下請契約のSK工業の作業員が標識設置後の被覆取付作業のため脚立に昇り作業中、熱中症の疑いによりふらつき脚立から転落し首等を負傷する事故を発生させた。また、現場代理人は、発注者の了承を得ず現場を1日不在にしていたもの。 このことは、安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故に当たると判断できることから、信号器材株式会社名古屋営業所に対し指名停止を行うものである。	愛知県警察本部	—	要領第4条第1項 (別表第1－7)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
13-1	株式会社翔設計	東京都渋谷区 千駄ヶ谷 4-24-15	R8.10.7	R9.11.6	13か月	公正取引委員会は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28日、設計コンサル業者2社及び施工業者延べ55社を違反事業者として公表するとともに、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者のうち、本県の入札参加資格を有する株式会社翔設計始め6者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—	—	要領第4条第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第3項
13-2	株式会社シミズ・ビルライフケア東海支社	名古屋市中区錦 1-3-7		R9.4.20	6.5か月				
13-3	建装工業株式会社 中部支店	名古屋市名東区 一社 4-148-1		R9.11.6	13か月				
13-4	株式会社J-BISメンテナンス東海支店	名古屋市中区 金山 2-15-14							
13-5	シンヨー株式会社 中部支店	名古屋市千種区 今池 1-5-3		R9.4.20	6.5か月				
13-6	株式会社大塗	春日井市八幡町 77-4		R9.11.6	13か月				

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

(農業水産局・農林基盤局)

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
14	川北電気工業株式会社	名古屋市中区 栄4-6-25	R8.10.7	R8.11.6	1か月	令和7年8月25日、川北電気工業株式会社は、同社が二次下請として受注の準備を進めていた工事の見積前の現地調査において、感電の危険が生ずるおそれがあったのに、危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員が感電し死亡する事故を生じさせた。 これにより、半田簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法違反で、同社社員が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、川北電気工業株式会社に對して指名停止を行う。	—	大府市内	要領第4条第1項 (別表第1-8)